

緊急小口資金・総合支援資金（特例貸付）償還免除手続きのご案内

あなたが借入された緊急小口資金・総合支援資金（特例貸付）は、令和5年（2023年）から償還（返済）が始まります。この特例貸付については、国の要件に当てはまる場合、「償還免除（返済不要）」となります。その内容や手続きについてお知らせします。

1 住民税非課税による償還（返済）免除の申請時期

借りた資金の種類ごとに申請を行うことになります。令和4年度に償還免除の手続きができるのは、「緊急小口資金」と「総合支援資金の初回（1～3か月目）」です。

資金の種類	緊急小口資金	総合支援資金初回 （1～3か月目）	総合支援資金延長 （4～6か月目）	総合支援資金 再貸付
償還免除の申請ができる年	令和4年度 ※令和4年4月以降に申請された方を除く		令和5年度	令和6年度
			※手続の案内は別途お送りします （借入申込みは既に終了）	

2 住民税非課税による償還（返済）免除の要件

令和4年度に手続が可能となる償還免除（緊急小口資金、総合支援資金の初回）の要件は、以下のとおりです。

令和3年度（2021年度）又は令和4年度（2022年度）において、借受人（あなた）と、借受人の世帯主の双方が、同一の年度において、「住民税（均等割・所得割どちらも）非課税」であること。
→裏面の4も確認してください。

3 住民税非課税による償還免除の申請

上記2に該当する方については、次のとおり申請手続を行っていただくようお願いします。

（1）申請期限 令和4年9月15日（木）まで

※ 申請期限を過ぎて提出された場合には、償還免除が決定されるまでの間に償還（返済）（口座からの引落としを含む。）した金額は、償還免除の対象となりませんのでご注意ください。

（2）必要書類

以下①～③を提出してください。借入が複数ある方には、借入ごとに案内及び①の貸付金償還免除申請書をお送りしています。

① 貸付金償還免除申請書（同封している書類・様式1-1）

※各項目にチェック漏れがないよう必ず確認してから送ってください（同意チェック欄）。
※必ず「記入年月日」と「借受人氏名（自署）」と「電話番号」を記入してください。

② 現在の世帯全員が記載された住民票（原本）

※世帯主・続柄の記載があるもの ※免除申請時点から3か月以内に発行されたもの
※マイナンバーの記載がないもの ※「世帯全員」と記載があるもの

③ 借受人と世帯主の令和3年度又は令和4年度の住民税非課税証明書（原本）

※借受人が世帯主の場合は借受人のみ
※借受人と世帯主の住民税非課税証明書を提出する場合は、同一の年度であることが必要

（3）必要書類の取扱い

借入が複数ある方が免除申請を同時に行う場合、申請に必要な書類を一つの封筒に同封して郵送する場合に限り、住民票及び住民税非課税証明書は1通で差支えありません。別の封筒で郵送する場合は、それぞれに住民票及び住民税非課税証明書が必要です。

(4) 郵送先

岩手県社会福祉協議会 地域福祉企画部生活支援相談室
〒020-0831 岩手県盛岡市三本柳 8-1-3 TEL 019-601-7063
※同封の返信用封筒で郵送してください。

(5) その他 償還免除申請受付後、必要に応じて電話連絡等を行い確認することがあります。
償還免除の決定又は不承認通知の送付は、**令和4年10月以降**の予定です。

4 住民税非課税による償還免除の要件の確認

あなたの状況を、「はい」「いいえ」「わからない」で確認してください。

現在、あなたは「世帯主」ですか？
※世帯全員の住民票で確認してください

はい

いいえ

現在の世帯主は、お金を借りたとき、別の世帯でしたか？

はい

いいえ

あなたは、令和3年度又は4年度の住民税が非課税でしたか？

はい

いいえ

わからない

あなたと世帯主は、ともに令和3年度又は4年度の住民税が非課税でしたか？
(※同一の年度であることが必要)

はい

いいえ

わからない

1

2

3

1

2

3

1の方 ⇒ 償還免除申請の対象です

2の方 ⇒ 償還免除申請の対象とはなりません

3の方 ⇒ 住民税非課税かどうか確認してください（市町村の税務課等へ）

※ 確定申告や年末調整をしていない場合、住民税の申告をしなければ、課税証明書及び非課税証明書は発行されない場合があります。住民税の申告方法については、市町村の税務課等にお問合せください。
※「現在の世帯主は、お金を借りたとき、別の世帯でした」に該当する償還免除申請については、住民票の転入日等での確認を行います。

5 住民税非課税以外の償還（返済）免除

償還（返済）開始以後に、借受人ご本人が生活保護を受給したときや、精神保健福祉手帳（1級）または身体障害者手帳（1級又は2級）を有しているときは、償還免除の要件に該当します。**償還（返済）開始以後に、要件に該当していれば**申請が可能です。この場合の償還免除申請書の様式は、今回お送りしているもの（住民税非課税による償還免除の申請書）とは異なります。現時点で該当する方は本会までご連絡ください。また、借受人が亡くなられた場合も償還免除の要件に該当しますので、下記の「申請手続に関する問合せ先」まで連絡願います。

<申請手続に関する問合せ先>

○社会福祉法人岩手県社会福祉協議会／地域福祉企画部生活支援相談室
〒020-0831 盛岡市三本柳 8-1-3 TEL 019-601-7063 （平日9時～17時）

<償還免除の要件など、全般的な内容の問合せ先>

○個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター TEL 0120-46-1999（平日9時～17時）